

介護保険法第78条の4による施設設置届出に係る基準適否一覧

地域密着型通所介護

施設名：デイサービスやまて

1 定義 及び 基本方針

	根拠条文		
<p>【定義】 「地域密着型通所介護」とは、居宅要介護者について、老人福祉法第5条の2第3項の厚生労働省令で定める施設又は同法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと(利用定員が第7項の厚生労働省令で定める数未満であるもの)に限り、認知症対応型通所介護に該当するものを除く。)をいう。</p>	介護保険法第8条第17項	-	
<p>【基本方針】 地域密着型通所介護(以下「指定地域密着型通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p>	基準条例第61条の2	-	

2 人員基準

	基準	根拠条文	適・否	備考(当該事業所の内容)
○ 管理者	事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	基準条例第61条の4	適	管理者1人
○ 生活相談員	指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員が勤務している時間帯の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間帯で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数。 生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。	基準条例第61条の3第1項第1号、第7項	適	生活相談員1人
○ 看護職員	指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員(看護師又は准看護師)が1人以上確保されるために必要と認められる数。 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員が勤務している時間帯の合計数を提供単位時間帯で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。	基準条例第61条の3第1項第2号、第2項	-	介護職員4人 (利用定員10名のため)
○ 介護職員	指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員が勤務している時間帯の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯で除して得た数が利用者の数が15人までの場合にあっては1人以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数。 事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、介護職員を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。 介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。 生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。	基準条例第61条の3第1項第3号、第3項、第4項、第7項	適	介護職員4人

基準		根拠条文	適・否	備考(当該事業所の内容)
○ 機能訓練指導員	1人以上。機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。	基準条例第61条の3第1項第4号、第6項	適	機能訓練指導員2人
○ 単位	指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。	基準条例第61条の3第5項	適	2単位

### 3 設備基準

基準		根拠条文	適・否	備考(当該事業所の内容)
○ 事業所	事業所とは、指定地域密着型通所介護を提供するための設備及び備品を備えた場所をいう。原則として1つの建物につき1つの事業所とするが、利用者の利便のため、利用者に身近な社会資源(既存施設)を活用して、事業所の従業者が当該既存施設に出向いてサービスを提供する場合は、これらを事業所の一部とみなして設備基準を適用する。	基準条例第61条の5	適	図面確認済
○ 必要な設備	食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室のほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。 専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。	基準条例第61条の5第1項、第3項	適	図面確認済
○ 食堂及び機能訓練室	食堂及び機能訓練室はそれぞれ必要な広さを有すること。食堂及び機能訓練室は、狭隘な部屋を多数設置することにより面積を確保すべきものではない。ただし、指定地域密着型通所介護の単位をさらにグループ分けして効果的な指定地域密着型通所介護の提供が期待される場合はこの限りではない。 食事の提供の際にその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にその実施に支障が無い広さを確保できる場合にあっては、食堂及び機能訓練室を同一の場所とすることができる。 ※食堂+機能訓練室の面積 $\geq 3\text{m}^2 \times$ 利用定員	基準条例第61条の5第2項第1号	適	図面確認済 食堂+機能訓練室の面積: 61.96 $\text{m}^2$
○ 相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。	基準条例第61条の5第2項第2号	適	図面確認済

4 運営基準

	基準	根拠条文	適・否	備考(当該事業所の内容)
○ 利用料等の受領	<p>事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</li> <li>2 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用</li> <li>3 食事の提供に要する費用</li> <li>4 おむつ代</li> <li>5 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められる費用</li> </ol>	基準条例第61条の7第1項～第3項	適	・介護給付費1割、2割又は3割負担分 ・その他(日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用):実費
○ 基本取扱方針	<p>利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	基準条例第61条の8	適	運営規程確認済
○ 運営規程	<p>事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業の目的及び運営の方針</li> <li>2 従業者の職種、員数及び職務の内容</li> <li>3 営業日及び営業時間</li> <li>4 指定地域密着型通所介護の利用定員</li> <li>5 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</li> <li>6 通常の事業の実施地域</li> <li>7 サービス利用に当たっての留意事項</li> <li>8 緊急時等における対応方法</li> <li>9 非常災害対策</li> <li>10 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>11 その他運営に関する重要事項</li> </ol>	基準条例第61条の12	適	運営規程確認済
○ 勤務体制の確保等	<p>事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>	基準条例第61条の13第1項、第2項、第4項	適	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表確認済 就業規則確認済